

第69課 商人と商行為その2

商人と商行為についてももう少し考えてみよう。

ある行為が**商人によって**、あるいは**商人間**で行われたり、**商行為**の要件を満たしたりすると、商法の商人や商行為に関する規定が適用され、通常の民法上の行為とは違った取り扱いがなされる。具体的にどのような差異が生じるか考えてみる。

売買を例に取ってみよう。売主Aと買主Bがテレビ一台を300ドルで売買する契約をしたとする。この場合、Aはそのテレビの引渡債務を負い、Bは300ドルの代金支払債務を負うことは、商法が適用されようがしまいが同じことである。

しかし、契約の締結の時や、履行の段階では様々な差異が生じる。例えば、Aがテレビの卸売りを営業としている商人で、Bが普段からAからテレビを仕入れている小売店であったとすると、まず、契約締結の段階では、BがAに「テレビ一台を300ドルで購入したいのですが」という申込を受けた場合には、Aはすぐにこの申込に応じるか否かの回答をBに通知しないと、Aは、本当はBにテレビを売る気がなくても、Bの申込に対して承諾をしたものとみなされ、売買契約が成立し、テレビを引き渡す債務を負うことになる（商法第509条）。民法にはこのような制度はない。

また、履行に関して言えば、Bが売買契約に基づいてAからテレビの引渡を受けた後は、Bもまた商人であるから、すぐに受け取ったテレビを検査し、もし欠陥があったらすぐにAに通知をしなければならない。そうしないとBは、テレビの欠陥を理由として契約の解除や代金減額又は損害賠償の請求ができなくなる（商法第526条）。AまたはBのいずれかが商人でなければ、商法のこの規定は適用されず、Bはすぐに検査をする義務はなく、欠陥を発見したときから1年以内であれば、契約の解除や代金減額請求、損害賠償請求などができる（民法第546条～第566条、570条）。さらに、Bが代金支払債務を履行しなかった場合についてみれば、履行遅滞による損害賠償の計算根拠となる法定利率は、民法のみが適用される場合であれば年5パーセントであるが、売買契約が商行為であれば、年6パーセントである（商法第514条）。また、Aが長い間代金支払請求権を行使しないと、契約が商行為でなければ、10年間はこの請求権は消滅しないが、契約が商行為である場合には、この請求権は5年で消滅時効にかかり消滅する（商法第522条）。

このように、商法は、商人の行為や、商行為について、その行為の性質に合わせて、ところどころで民法と異なる規定を置き、民法の原則を修正しているのである。

1 重要語句

a 商行為

本文で解説した以外にも、行為が商行為であることからくる特則は多くある。商行為であることに着目した特則（つまり、民法と違う定めをしている規定）は、代理と委任（商法第504条～第506条）、申込と承諾（商法第507条～第510条）、債務者が多数いる場合の処理（商法第511条）、法定利率（商法第514条）、流質契約（質権者に、被担保債権が弁済されないときに目的物を自分で売却する権利を与える契約のことで、民法では禁止されている一民法349条）（商法第515条）、債務の履行場所や履行時期（商法第516条）、消滅時効（第522条）などについて存在する。

b 商人による行為

当事者の一方が商人である場合に適用される特則もある。これは主として、商人の行為が原則として有償である（つまり、商人は原則としてただでは物事をやってくれない）ことを認め、その上で商人にそれに応じた責任を負わせる性質のものである。例として、本文に上げた契約の諾否の通知義務や、送付を受けた物品の保管義務（商法第510条）、報酬請求権・立替金の利息請求権（商法第512条・第513条第2項）寄託を受けた商人の注意義務（商法第512条・第593条）などが特別の規定として挙げられる。

c 商人間の行為

取引当事者の双方が商人である場合にのみ適用される規定もある。これは要するにプロフェッショナル同士の取引では、利益追求が主目的となることや、普通の取引よりも当事者が利害得失を計算する能力が高いことを前提として、通常と異なる権利や義務を商人に与えるものであり、例として商人間の金銭消費貸借における法定利息の請求権（商法513条）及び商事留置権（商法第521条）などが挙げられる。

商事留置権というのは、民法上の担保物権である留置権（民法第295条以下）の範囲を拡大した留置権である。どこが違うかというと、民法の留置権は、占有者が自己の占有する物に「関して生じた」債権を有するときに限って行使できるのに対し、商事留置権は、自己の占有物に関して生じた債権に限らず、およそ債務者に対して商行為により生じた債権を有していれば、債務者の所有物を留置できる。ただし、民法の場合と違い、その物が債務者の所有物でなければならない。また、民法上の留置権は、相手が破産してしまうと消えてしまうが、商事留置権は相手が破産しても消滅せず、特別の権利としての取り扱いを受ける。